

令和5年度

広島中央環境衛生組合予算書

議案第6号

令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計予算

令和5年度広島中央環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,427,355千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、519,000千円と定める。

令和5年3月27日提出

広島中央環境衛生組合管理者 高 垣 廣 徳

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,761,462
	1 負担金	2,761,462
2 使用料及び手数料		2,120
	1 使用料	2,120
3 国庫支出金		309,888
	1 国庫補助金	309,888
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		57,684
	1 雑収入	57,684
6 組合債		296,200
	1 組合債	296,200
歳入合計		3,427,355

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		2,266
	1 議会費	2,266
2 総務費		78,505
	1 総務管理費	77,954
	2 監査委員費	551
3 衛生費		3,069,837
	1 清掃費	3,069,837
4 公債費		275,747
	1 公債費	275,747
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,427,355

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁用等物品借料	令和5年度 ） 契約期限到来の日	契約に定める額
行政財産等維持管理	令和5年度 ） 令和6年度	契約に定める額
廃棄物処理施設等運転管理	令和5年度 ） 令和6年度	契約に定める額
電算システム等運用及び維持管理に要する経費	令和5年度 ） 令和6年度	契約に定める額
法律顧問業務委託	令和5年度 ） 令和6年度	600千円
自動車等海上輸送	令和5年度 ） 令和6年度	620千円
電子決裁システム等構築に要する経費	令和5年度 ） 令和6年度	44,000千円
電子決裁システム等保守に要する経費	令和5年度 ） 令和10年度	18,000千円

第3表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理事業	296,200	普通貸借	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	296,200	*	*	*